

議案参考資料  
令和4年12月定例会

議第87号	宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について	区分	条例の制定
-------	---------------------------------	----	-------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 地球温暖化に起因する気候変動の影響や海洋プラスチック問題等への対応を契機として、プラスチックをはじめとする資源循環の重要性が高まる中、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、将来へ良好な環境を引き継いでいくため、本条例を制定するもの。</p> <p>◆提案の概要 本条例は、理念条例であり、市には、資源循環の促進等に必要な取組を行うことの義務を、事業者、市民及び観光旅行者等には、資源循環の促進等の取組を自主的かつ積極的に行うこと及び市の取組に協力することの努力義務を課すもの。 〔主な内容〕 第1章 総則 ○市・事業者・市民・観光旅行者等の責務 ○基本指針の策定 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策 ○プラスチックの資源循環の促進等 ○海洋プラスチックごみ対策の推進 ○資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等 ○市民等の自主的な活動を推進するための措置 ○資源循環を促進する事業所の認定</p> <p>◆施行日 令和5年1月1日</p> <p>◆その他 具体の施策は基本指針において示す。令和5年9月に策定、公表（予定）</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年6月 国「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> <li>・R元年5月 国「プラスチック資源循環戦略」策定</li> <li>・R2年6月 市「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言</li> <li>・R3年3月 国「地球温暖化対策推進法」の一部改正</li> <li>・R3年6月 国「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立（R4年4月施行）</li> <li>・R3年10月 市「気候非常事態宣言」</li> </ul>	
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮津市廃棄物減量等推進審議会での審議等 R4年6月～11月 全体会・資源循環検討部会 合計5回開催 10月～11月 パブリックコメント 結果1名4件</li> </ul>	
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現</li> </ul> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>	
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックを主として据えた資源循環を促進する条例を制定する市町村は府内で初</li> </ul>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p>			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p> <p>宮津市環境基本計画（計画期間：R3～R12）</p>		担当課・係	添付資料
		市民環境課環境衛生係（45-1617）	